

運 航 基 準

2006年12月20日 制 定

2023年 10月 16日 最終改正実施日

住 鉱 物 流 株 式 会 社

目 次

第1章	目 的	1
第2章	運航の可否判断	1
第3章	船舶の航行	3

運 航 基 準

第 1 章 目 的

(目 的)

第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき、新居浜・四阪航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第 2 章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第 2 条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

船 名	気象・海象 港名	風 速 (m/S 以上)	波 高 (m 以上)	視 程 (m 以下)
みのしま いずみ	新居浜港	E-W 15 その他 18	給水棧橋付近 1.3 港 口 2.5	5 0 0
	四 阪 港	18	2.5	5 0 0

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く）が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

船 名	風 速	波 高
みのしま いずみ	18 m/S 以上	2.5 m 以上

3 船長は、第 2 項の規程に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断)

第 3 条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更等の適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

船 名	風 速	波 浪	動 揺
みのしま いずみ	15 m/S 以上	波高 2.0 m 以上	横揺れ 10° 以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は、臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準航路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

船 名	風 速	波 高
みのしま いずみ	18 m/S 以上	2.5 m 以上

4 船長は航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともに、その時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準航路変更の措置をとらなければならない。

船 名	視 程
みのしま いずみ	1,000 m 以下

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の
一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、臨時寄港そ
の他の適切な措置をとらなければならない。

船 名	気象・海象 港名	風 速 (m/S 以上)	波 ・ 高 (m 以上)	視 程 (m 以下)
みのしま いずみ	新居浜港	E-W 15	給水棧橋付近 1.3	500
		その他 18	港 口 2.5	
	四 阪 港	18	2.5	500

第4条の2 船長は、四阪島入港の際に東から北東の風12m/S以上、波高1.5m以上の
場合は、港内入港時に乗客乗員および船体と棧橋各設備の安全確保のために投錨を
行い着棧する。なお、投錨するも強風とうねりから着棧が困難と船長が判断すれば、
着棧を中止し適宜の海域で錨泊あるいは新居浜港へ帰港する。

(運航の可否判断等の記録)

第4条の3 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を
運航の可否判断協議記録簿に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達する
おそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。
記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場
合同様とする。

- (1) 入 出 港 配 置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、
別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

(1) 起点及び終点の位置並びにこれら相互間の距離

(2) 航行経路(針路、変針点、基準経路の名称等)

(3) 標準運航時刻(起点、終点の発着時刻)

(4) 船長が甲板上の指揮をとるべき区間

(5) 通航船舶、漁船等により、通常船舶がふくそうする海域

(6) 航路経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置

(7) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は基準経路、避險線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考
に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおりとする。

2 船長は、気象・海象等の状況により基準経路以外の航路を航行する場合は、事前に
運航管理者と協議しなければならない。ただし緊急の場合等であって事前に協議で
きないときは、すみやかにその経路を運航管理者に報告するものとする。

3 運航管理者は前項の協議及び連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分
検討し必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は次表のとおりとする。

船 名	速力区分	速 力		毎分機関回転数
		往路	復路	
みのしま	最 微 速	5.8 ノット	6.0 ノット	350 rpm
	微 速	7.8 ノット	10.0 ノット	472 //
	半 速	10.0 ノット	11.0 ノット	595 //
	港内減速	7.8 ノット	10.0 ノット	472 //
	航海速力	12.5 ノット	13.5 ノット	675 //

船 名	速力区分	速 力	毎分機関回転数
いずみ	最 微 速	9.7 ノット	472 rpm
	半 速	11.7 ノット	595 //
	航海速力	13.5 ノット	681 //

2 船長は速力基準表(別表4)を船橋内及び機関室の操作する位置から見やすい場所に
掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければ
ならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第 9 条 船長は、法令に定めるとき及び運航基準図に記載の海域を航行するときは、甲板にあって自ら船舶を指揮しなければならない。

(特定航法)

第 10 条 四阪南水路の航法

(1) 新居浜より四阪南水路を経て四阪北港に入港しようとするときは、ネズミ島北端より美濃島南端へ引いた線に達する前に、明神島 88m 山頂より美濃島東端へ引いた線より以西の水域に入り、ネズミ島南端より美濃島南端へ引いた線に達してから入港針路へ向針しなければならない。

このときバンダイ磯赤灯浮標に充分注意しなければならない。

(2) 四阪北港より四阪南水路を経て新居浜港へ向け航行しようとするときは美濃島東端より 500 m を越えない水域から真針路 180 度で航走し、ネズミ島北端より美濃島南端へ引いた線に達してから新居浜港へ変針しなければならない。

このとき、バンダイ磯赤灯浮標に充分注意しなければならない。

(3) 船舶は港内においては減速し、他船の航行に充分留意して航行しなければならない。

(連絡等)

第 11 条 船長は、運航中基準経路及び運航時刻等に変更が生じた場合は、次の事項を運航管理者又は運航管理補助者に連絡しなければならない。

(1) 第 7 条 2 項の基準経路外を航行しようとするとき

(2) 入港予定時刻

(3) その他安全運航上、運航管理者又は運航管理補助者の援助を必要とする事項

2 前項の連絡を受けた運航管理者又は運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとする。

(1) 当該経路上の安全性についての助言

(2) 着岸桟橋及び付近の状況

(3) 着岸桟橋付近の気象、海象の状況

(4) その他操船上の参考となる事項

(連絡方法)

第 12 条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

	区 分	連 絡 先	連 絡 方 法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している 地点を管理する本社又は四阪工場	船舶電話、携帯電話
(2)	緊急の場合	運航管理者又は運航管理補助者	船舶電話、携帯電話 V H F 15 c h

(機器点検)

第 13 条 船長は入港着岸前、状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様とする。

(記録)

第 14 条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を検査記録簿に記載するものとする。

制定日
2006. 12. 20

最終改定実施日
2023. 10. 16

改定履歴

(別表－4)

- 2010. 2. 1 みのしま就航
- 2014. 9. 15 運航ダイヤ改正（往路 1.3.4 便：60 分、復路 1.3.4 便：55 分）
- 2017. 10. 1 運航ダイヤ改正（往路：60 分、復路：55 分）
- 2018. 4. 1 運航ダイヤ改正（第 4 便新居浜発時刻）
- 2023. 10. 16 第 2 章 運航の可否判断（いずみ）追記
 第 3 章 船舶の航行 第 8 条（速力基準）いずみ追記
 別表－4 「速力基準表」 いずみ追記